

3. いじめ防止基本方針

本方針は、人権尊重の理念に基づき、本校に通う全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

(1) いじめ防止に向けての基本姿勢

「いじめは、どの学校・どの学級・どの子でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はない。」という基本認識にたち、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するためには「いじめ」に対する以下の5つのポイントを全教職員で共有する。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ 生徒指導の4つの視点を生かした授業実践に努める。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事前事後指導にあたる。

(2) いじめ問題に取り組むための校内組織の設置

①「児童理解の会」

月1回学年・学級で気になる児童について、現状や指導の状況についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

②「いじめ問題対策チーム」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、当該学級担任、特別支援教育コーディネーター、いじめ対応アドバイザー、スクールカウンセラーによるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

③家庭や地域、関係機関と連携した組織

状況によっては保護者、教育委員会、警察等からなるいじめ問題対策チームを召集し、敏速に支援体制をつくり、対処する。

④SSR支援員

SSR室を設け、SSR支援員を配置し、児童が相談できるようにする。

(3) いじめの未然防止に関する具体的方策について

- ① 児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が生徒指導の4つの視点を生かした授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるよう努める。
- ② 道徳の時間では命の大切さについて年間計画に沿って指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを周知する。
- ③ 縦割り活動をすすめ、異学年交流をすることで高学年の自己有用感を高め、低学年を思いやる心、また低学年の高学年を敬う心を育てる。
- ④ あいさつ運動(1日と15日)を展開し、誰もがみんなに認められ、つながっていることを示し、大切な存在であることに気づかせる。
- ⑤ 各種アンケートを丁寧に分析し、よりよい学級づくりを進めるとともに、共感的人間関係を築く。
- ⑥ 毎月末に、生徒指導の4つの視点を生かした授業といじめのサインに関する点検を行い、日々の指導に役立てる。

(4) いじめの早期発見・早期解決に向けて

- ① いじめの早期発見のために、以下のような様々な手段を講じる。
 - ・全ての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察や毎月のチェックシートでの振り返りを丁寧に行うことにより、児童の小さな変化も見逃さない。
 - ・気になる児童がいる場合には日頃の情報交換や児童理解の会の場で気づいたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
 - ・様子に変化が見られた場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合には、スクールカウンセラー等も活用し、当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
 - ・学校生活について、月1回の学校生活アンケート及び年3回の相談活動を行い、児童の悩みの状況や人間関係を把握する。また、その結果をもとに面談し、児童の状況を細かく把握する。
- ② いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。
 - ・いじめを発見したときには、問題行動記録シートを用いる。
 - ・学級担任だけに抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をし、いじめ問題の解決にあたる。それと同時に、教育委員会に報告する。
 - ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじ

めている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

・学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

・いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

③ いじめをした児童に対しては、いじめは絶対に許さない態度で対応する。ただ、いじめには様々な要因があることを鑑み、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう促す。

(5) 教育委員会や関係機関等との連携

① いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく所轄警察署と連携して対応する。

② いじめを認知した場合は、速やかに教育委員会に報告する。

③ さらに、状況に応じ児童相談所や育成センターとも連携し対応にあたる。

(6) 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

(令和7年3月見直し改定)